なくす？続ける？配偶者控除

廃止で生き方広がる

東京大教授
大沢 真理（おおさわ まり）氏

配偶者控除は高度経済成長のさなかの1961年、「妻の座」を税制上も認めるべきだ、という趣旨で創設された。妻の年収が一定額以下であれば、本人に所得税が課税されず、サラリーマンの夫に配偶者控除が与えられる。

夫が妻を養うことを前提とした「男性稼ぎ主」型制度の典型といえる。これによって、女性は会社に勤め続けるより、専業主婦になるか、あるいは夫に扶養される範囲内のパート労働で「内助の功」に努めるように誘導されてきた。

だが、今では共働き世帯が多数派だ。男性も失業が増え、雇用が流動化している。配偶者控除は時代に合わない。廃止すべきだ。

配偶者控除があることで、パートの女性が年収103万円以内に働き方を抑えている。低賃金でも構わないという女性が一定数いることは、日本全体の賃金水準を引き下げる方向に働く。特に、正社員になれない男女の若い非正規労働者に悪影響が及んでいる。

配偶者控除は「妻は夫に扶養されるもの」という通念を支える象徴になっている。これを廃止するだけで、そのことが、経済の発展にもつながる。

「女性の就労が増えると少子化が進む」という懸念の声もある。だが、先進国では女性の就業率が高い国のほうが、出生率が高い。日本でなかなか2人目の子どもを産めないのは、経済的な負担を考えた結果であることが多い。仕事と育児を両立できる制度に変えることが、産む意欲も高める。

女性が働いて世帯収入が増えれば、男性にも利点が大きい。日本は失業など経済的な理由による、中高年男性の自殺が多い。男性は会社でしごられないよう、無理難題や不正行為を命じられてもイエスマンになりがちだ。女性が働くことで、男性の肩の荷が軽くなる。非正規労働で低賃金の若い男性も、結婚しやすくなるのではないか。

15歳以下の子どもがいる場合に適用される「年少扶養控除」が2011年に廃止されたことなどから、子育ての経済的支援が手薄になり、子どもの貧困問題が一層深刻化している。配偶者控除を廃止すれば、所得税の税収が年約6000億円増える。この財源は児童手当の増額など、子育て支援の拡充に使うべきだ。

金で、が解決するわけではないが、ライフスタイルの選択肢を広げていく上で大きな意味がある。

年金と医療保険にも、サラリーマン世帯の主婦が年収を130万円未満に抑えれば保険料を負担しなくて済む仕組みがある。税制も社会保障制度も、今の「男性稼ぎ主」型から、男女とも仕事と家庭を両立させる「両立支援」型の制度に再構築すべきだ。

日本は人口が減り、労働力不足が懸念されている。働ける人は働き、税と社会保険料を支払う側に回るようにしなければならない。

専門は社会政策。政府の男女共同参画会議の専門調査会会長として2002年、配偶者控除の廃止・縮小を盛り込んだ報告書をまとめた。61歳。

論点スペシャル

安倍晋三首相は今年3月、成長戦略の一環として配偶者控除の見直しを指示した。

だが、配偶者控除の縮小・廃止は、誤解に基づいて感情的に議論されている。控除の対象となる年収103万円以内になるよう働き方を抑える女性が目立ち、「女性の社会進出を妨げている」という批判が強いからだ。有識者に意見を聞いた。（編集委員 石飛徳）

専業主婦優遇は誤解

岡山県立大教授
増田 雅暢（ますだ まさのぶ）氏

専門は社会保障政策論。旧厚生省事務官として「厚生白書」、内閣府で「少子化社会白書」の作成などを担当。上智大教授などを経て現職。60歳。

専業主婦やパートの妻がいる世帯の所得税を軽くする「配偶者控除」。この仕組みを見直す政府・与党内で議論されている。控除の対象となる年収103万円以内になるよう働き方を抑える女性が目立ち、「女性の社会進出を妨げている」という批判が強いからだ。有識者に意見を聞いた。

〒100-8055 読売新聞東京本社編集委員室 kaisetsu@yomiuri.com

■約1500万人に適用

配偶者控除とは、どんな仕組みなのか。それを理解するために、まず所得税の計算方法を見ていきたい。

所得税は、個人が一年間に稼いだ「課税所得」に、所得税率（5～40％）を掛けた金額を徴収される。

ただし、サラリーマンを例に取ると、一年間の給与収入が、そのまま課税所得になるわけではない。

まず、会社に着ていくスーツなどの必要経費にあたる「給与所得控除」（最低保障額65万円）を、給与収入から差し引く。所得のある全ての人が無条件に使える「基礎控除」（一律38万円）、払った年金や医療などの保険料に相当する「社会保険料控除」なども差し引く。給与収入から各種の控除を除いた部分が、課税所得となる。

配偶者控除は、控除のうちでも、一般になじみが深い。金額は38万円で、妻が専業主婦か、パートでも年収103万円以下であれば、夫に適用される（逆に夫が無職などで、妻に控除が適用される場合もある）。

また、妻の年収が103万円を超えても、141万円未満なら夫に「配偶者特別控除」が適用される（夫が年間所得1000万円以下の場合）。妻の年収に応じて夫の課税所得を38万～3万円減らすことができ、夫の税負担が急増しないよう配慮されている。

配偶者控除と配偶者特別控除を合わせ、現在は約1500万人に適用されている。両控除による所得税の減収額は年6000億円程度と見られている。

また、国が徴収する所得税だけでなく、自治体に納める住民税にも、ほぼ同様の配偶者控除がある（金額は5万円少ない33万円）。

■手当打ち切りも

配偶者控除については近年、「専業主婦世帯を優遇し過ぎている」という批判が目立つ。

「103万円の壁」の問題もある。パートで働く妻の年収が103万円を超えると、夫が配偶者控除を使えるなど、夫が税負担や支給される配偶者手当も、妻の年収が103万円を超えると打ち切られる場合がある。年金などの「130万円の壁」もとともに、女性が就労を抑える原因になっている。

配偶者控除が廃止目を集めているのは、安倍首相が3月、経済財政諮問会議と産業競争力会議の合同会議で、「女性の就労拡大を抑制する税・社会保障制度の見直し」を検討するよう関係閣僚に指示したからだ。政府・与党は年末に決める15年度税制改正に向け、議論を本格化させる。

ただ、自民党は昨夏の参院選の政策集で配偶者控除の維持を掲げた。与党内には慎重な意見も根強く、議論の先行きは不透明だ。

配偶者控除などの見直し検討を指示する安倍首相（中央）

パート収入「103万円の壁」

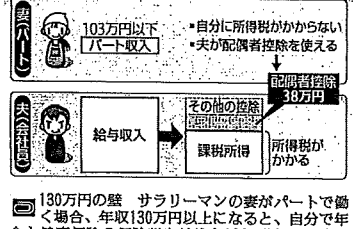

130万円の壁　サラリーマンの妻がパートで働く場合、年収130万円以上になると、自分で年金と健康保険の保険料を納めなければならなくなる。「130万円の壁」と呼ばれ、女性の働き方を制約しているとして批判されている。

実際、パートの女性のうち、働く時間などを抑える就業調整をしている割合は、約7割にとどまる（厚生労働省「2011年パートタイム労働者総合実態調査」）。配偶者控除などのために働けないというより、自分の余裕のある時間に働いて、家計の足しにしたいという人が大多数だ。

女性の就労を拡大するためには、保育所を増設したり、男女ともに育児休業を取りやすくしたりといった、仕事と育児の両立支援策が必要だ。パートの賃金をもっと上げるなどの処遇改善も欠かせない。日本は主な先進国と比べ、子育て支援に使う予算が少ない。このうえ子育て世帯に対する増税をすべきではない。

子どもが生まれても仕事を続けるか、家庭で育児を専念するかは、あくまで個人の選択の問題といえる。専業主婦も子育てのほか、地域でのPTAやボランティア活動などを担っている。立場は違っても、それぞれが一生懸命にやっている。

配偶者控除の見直しは、仕事よりも育児に専念することにもつながる。家庭や地域での無償労働をきちんと評価すべきだ。

税の負担を公平にするのが目的だ。配偶者を特別に優遇しているわけではない。

「女性の社会進出を妨げている」という批判もあるが、必ずしもそうではない。確かに、主婦がパートで働き、年収が103万円を超えると、夫に配偶者控除が適用されなくなるが、妻の年収が141万円未満なら、代わりに「配偶者特別控除」が適用され、夫の課税所得を38万～3万円少なくできる。妻が余分に働いたために、かえって手取りが減るという「逆転現象」が起きないよう、税制上、配慮されている。

担を軽減する措置だ。16～18歳の子がいる場合などの「扶養控除」と同趣旨で、金額も同じ38万円。あくまで、基礎控除の適用を受けられない。そこで、基礎控除の代わりとして、夫が38万円の配偶者控除を適用されるようにしている。

家族に収入がない、あるいは低い人がいると、扶養する費用がかかる。その負